

広島県教育委員会規則第一号

広島県立美術館管理運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年二月十八日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

広島県立美術館管理運営規則の一部を改正する規則

広島県立美術館管理運営規則（昭和四十三年広島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「二月前」を「四月前」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十五年四月一日から施行する。